

2 男女共同参画に関する歩み

年	世界	日本	高知県
1945 (昭和 20)	・ 国際連合成立	・ 「衆議院議員選挙法」改正交付（婦人参政権実現）	
1946 (昭和 21)	・ 国際婦人の地位委員会を設置	・ 「日本国憲法」公布（男女平等明文化） ・ 日本初の婦人参政権行使	
1947 (昭和 22)		・ 改正民法交付（家父長制廃止）	
1948 (昭和 23)	・ 「世界人権宣言」採択		
1952 (昭和 27)	・ 「婦人の参政権に関する条約」採択	・ 講和条約発効	
1956 (昭和 31)		・ 売春防止法交付	
1961 (昭和 36)		・ 所得税法改正（配偶者控除制度新設）	
1967 (昭和 42)	・ 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和 50)	・ 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）世界行動計画、メキシコ宣言採択	・ 「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・ 総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始 ・ 国際婦人年日本大会	・ 婦人の社会的地位に関する調査実施 ・ 初の女性県議員誕生
1976 (昭和 51)	・ 国際婦人年の 10 年（～85 年）	・ 民法改正（離婚復氏制度）、戸籍法公布、施行	・ 婦人問題推進本部設置
1977 (昭和 52)		・ 国内行動計画策定 ・ 国立婦人教育会館会館	・ 婦人問題懇話会設置
1979 (昭和 54)	・ 「女子差別撤廃条約」採択		・ 懇話会から「高知県婦人の発展と平等をめざして」を知事に提言 ・ 県民生活課に婦人対策班を設置
1980 (昭和 55)	・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハ	・ 民法改正（配偶者の相続分改正）	・ 「高知県婦人行動計画」策定

	ーゲン) ・「国連婦人の十年後半 期行動プログラム」採択	・国連婦人の10年中間年 日本大会	
1981 (昭和56)	・「女子差別撤廃条約」 発効 ・ILO第156号条約(家 族的責任条約)採択	・「国内行動計画後期重点 目標」策定	・「女子差別撤廃条約」 の早期批准に関する要 望を国に提出 ・中村市(四万十市)働 く婦人の家開館
1985 (昭和60)	・「国連婦人の十年」の ナイロビ世界会議 ・(西暦2000年に向ける の)「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦 略」採択	・「国籍法」の改正 ・国民年金法改正(専業主 婦の基礎年金保障) ・「男女雇用機会均等法」 の公布 ・「女子差別撤廃条約」の 批准	・第1回土佐婦人会議開 催 ・第1回高知市婦人のつ どい開催(高知市)
1986 (昭和61)		・婦人問題企画推進本部拡 充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者 会議開催	・安芸市働く婦人の家開 館
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定 ・所得税法改正(配偶者特 別控除制度新設・施行)	・婦人問題シンポジュー ム開催 ・女性問題啓発誌「ウー マン高知」発行
1988 (昭和63)		・労働基準法改正(週40 時間制)	
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条 約採択	・新学習指導要領告示(高 校家庭科男女必修) ・パートタイム労働指針告 示	・初の女性国会議員誕生
1990 (平成2)	・ナイロビ将来戦略見直 し勧告		・「こうち女性プラン」 策定 ・高知市女性センター開 館
1991 (平成3)		・育児休業法公布 ・新国内行動計画(第一次 改定)策定	・海外派遣事業「高知県 女性の翼」始まる
1992 (平成4)	・環境と開発に関する国 連会議	・介護休業制度等の関する ガイドラインの策定	・「女性総合センター基 本構想」の策定

年)		・初の婦人問題担当大臣誕生	
1993 (平成 5)	・国連世界人権会議（ウイーン）ウイーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・パートタイム労働法公布、施行	
1994 (平成 6)	・ILO175 号条約（パートタイム条約（パートタイム労働に関する条約））採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・内閣府に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置（政令） ・児童の権利に関する条約批准	・「こうち女性総合センター」の建設決定 ・「みんなでつくろう女性総合センターワークショップ」開催
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO156 号条約（家族的責任条約）批准	
1996 (平成 8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画プラン策定	・「須崎市女性政策推進行動計画“ハーモニー”」策定
1997 (平成 9)		・男女共同参画会議設置（法律） ・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務・平成 11 年施行） ・育児・介護休業法改正（深夜業制度） ・「介護保険法」公布	
1999 (平成 11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画	・こうち女性総合センター「ソーレ」開館

		の促進)	
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニュー ーヨーク）	・「男女共同参画基本計画」 閣議決定 ・介護保険法の施行	・女性の海外派遣事業 「女性の翼」終了 ・「高知市男女共同参画 推進プラン」策定
2001 (平成 13)		・内閣府に男女共同参画局 設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律（以下、「配偶者暴力 防止法」という。）公布・ 施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣議 決定	・初の女性副知事就任 ・「こうち男女共同参画 プラン」策定 ・とさし女性センター開 館
2002 (平成 14)		・アフガニスタンの女性支 援に関する懇談会設置	・男女共同参画室設置 ・南国市男女共同参画総 合施策「なんごく男女共 生かがやきプラン」策定
2003 (平成 15)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 4 回・5 回報告審 議	・「少子化社会対策基本法」 公布、施行 ・「次世代育成支援対策推 進法」公布、施行 ・「女性のチャレンジ支援 策の推進について」（男女 共同参画推進本部決定）	・「高知県男女共同参画 社会づくり条例」制定 ・「あき男女共同参画プ ラン」策定 ・「土佐市人・ひと共同 参各プラン」策定
2004 (平成 16)		・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正（育 児・介護取得の期間雇用者 へ適用拡大、育児休業期間 の延長、子の看護休暇の創 設・平成 17 年施行） ・「女性国家公務員の採 用・登用の拡大等につい て」男女共同参画推進本部 決定	・男女共同参画苦情調整 委員設置 ・「こうち女性総合セン ター」を「こうち男女共 同参画センター」に改称 ・「いの町男女共同参画 推進条例」策定 ・男女共同参画社会に関 する県民意識調査の実 施

			<ul style="list-style-type: none"> ・「すくも男女共同参画プラン」策定
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こうち男女共同参画プラン」改訂 ・「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」制定 ・「土佐清水いきいきライフプラン」策定 ・「日高村男女共同参画プラン」策定 ・「本山男女（とも）に輝く21世紀プラン」策定
2006 (平成 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止・平成19年施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」（男女共同参画推進本部決定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知市男女共同参画プラン2006」策定 ・「中土佐町男女共同参画推進条例」制定 ・「芸西村男女共同参画ときめきプラン～たのしく住める芸西村をめざして～」策定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正（均衡の取れた処遇の確保の促進・平成20年施行） ・配偶者暴力防止法改正（平成20年施行） ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動計画指針」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県DV被害者支援計画」策定 ・「四万十町男女共同参画基本計画」策定 ・「中土佐町男女共同参画プラン」策定

		策定	
2008 (平成 20)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告書提出	・「女性の参画加速プログラム」(男女共同参画推進本部決定)	・「人と人思いやりプラン」策定 ・「四万十市男女共同参画計画しまんと男女共同参画プラン」策定 ・「室戸市男女共同参画プラン明日に向かって「心豊かに生きる」策定 ・「香南市男女共同参画計画」策定
2009 (平成 21)	・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施 状況第 6 回報告に対する 女子差別撤廃委員会最 終見解		・男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施 ・「伊野町男女共同参画プラン～誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまちへ～」策定
2010 (平成 22)		・「男女共同参画基本計画(第 3 次)」閣議決定	・「こうち男女共同参画プラン」改定に向けての地域住民との意見交換会開催 ・「こうち男女共同参画プラン」改定

3 高知県男女共同参画社会づくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条―第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条―第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条―第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政

治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活

における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとしします。

- 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間としします。

(教育と学習の推進)

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

- 2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとしします。

- 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとしします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

- 2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとしします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第 13 条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第 14 条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第 17 条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進捗状況を公表します。

第 3 章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第 18 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的

行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

4 高知県男女共同参画推本部設置規程

昭和 51 年 7 月 23 日訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整を図り、その効果的な推進を期するため、高知県男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成員)

第 2 条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 本部員

2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、文化生活部長の職にある者を代表本部員とする。

(職務)

第 3 条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 代表本部員は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け推進本部の事務に参画する。

(所掌事務)

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整に関する事。

(2) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究に関する事。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項に関する事。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は文化生活部副部長のうち文化生活部長が指名する者を、副幹事長は文化生活部県民生活・男女共同参画課長をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

(関係職員の意見等)

第 6 条 本部長は、必要があるときは、関係職員の意見を聴き、関係資料の提出を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、文化生活部県民生活・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (略)

別表第1(第2条関係)

総務部長	農業振興部長
危機管理部長	林業振興・環境部長
健康政策部長	水産振興部長
地域福祉部長	土木部長
文化生活部長	会計管理局長
産業振興推進部長	教育長
理事(交通運輸政策担当)	警察本部長
商工労働部長	公営企業局長
観光振興部長	監査委員事務局長

別表第2(第5条関係)

知事部局	教育委員会
総務部政策企画課長	教育政策課長
総務部財政課企画監(執行管理担当)	警察本
危機管理部危機管理課長	警務部企画課長
健康政策部健康長寿政策課長	公営企業局
地域福祉部地域福祉政策課長	県立病院課長
文化生活部資源・エネルギー課長	監査事務局
産業振興推進部計画推進課長	監査監
産業振興推進部運輸政策課長	
商工労働部商工政策課長	
観光振興部観光政策課長	
農業振興部農業政策課長	
林業振興・環境部林業環境政策課長	
水産振興部水産政策課長	
土木部土木企画課長	
会計管理局会計管理課長	

5 用語の解説

	用語	解説
あ行	アンペイドワーク	<p>無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。</p> <p>内閣府（旧経済企画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。</p>
	NPO	<p>営利を目的としないで活動する団体のこと。公益性をもつものと共益性を持つものの2種類がある。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う各種のボランティア団体や市民活動団体を意味します。</p>
	NPO法（特定非営利活動促進法）	<p>営利を目的としない市民活動をする団体に法人格を与え、活動を促進させるものとして、1998年（平成10年）に成立した法律です。</p>
	エンパワーメント empowerment	<p>直訳すると「力をつけること」と訳されますが、女性の能力開発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。</p>
か行	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
	間接差別	<p>外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。</p>
	合計特殊出生率	<p>15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。</p>
	国際婦人年	<p>1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。</p>

	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	固定的性別役割分担	男女の性別によらず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めることをいいます。
さ行	サポートステーション （地域若者サポートステーション）	地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）は、国が地方自治体の推薦に基づき、各地域で若者支援に積極的に取り組んでいるNPO法人などの民間団体を選定して事業委託を行い、国が基盤的事項を、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じた事項を、それぞれ実施し、国と地方自治体が協働して地域のニーズを踏まえた必要な事業を展開しています。
	ジェンダー（社会的性別）	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。 HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。 具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。
	ジェンダー（社会的性別）の視点	「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。 このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えら

		れるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。
	ジェンダー・バイアス gender-bias	ジェンダーに基づく偏見及びその結果として生じる偏向という意味です。
	女子差別撤廃委員会 (CEDAW)	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置され、1982年4月に同委員会委員の第1回選出が行われました。 締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能しています。
	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。 締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
	女子差別撤廃条約選択議定書	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。
	女性センター(男女共同参画センター)	都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。 また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、さまざまです。 女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。
	女性の労働力率	平成15年度において労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は60.8%となり、女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下、男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となりました。女性の労働力率は、15～24歳及び65歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており、男性の労働力率が25～34歳及び35～44歳でも減少しているのと対照的です。

		<p>女性の年齢階級別労働力率について、昭和 50 年からほぼ 10 年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトム形状の変化に注目すると、7 年から 15 年の 8 年間で労働力率は 6.6 ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。</p>
	世界女性会議	<p>1975 年の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第 1 回（国際婦人年女性会議）は 1975 年にメキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の十年」中間年世界会議）は 1980 年にコペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は 1985 年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は 1995 年に北京で開催された。</p>
	セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p> <p>なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定しています。</p>
	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	<p>「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p>

		<p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>
た行	男女共同参画基本計画	<p>「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成 12 年 12 月 12 日に閣議決定されています。</p> <p>また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。</p>
	男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。</p>
	男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。</p>
	男女共同参画週間	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」を設けています。</p> <p>この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力のもとに、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。</p>

	男女雇用機会均等法	<p>正称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」。単に「均等法」と略する。</p> <p>1979（昭和 54）年に国際連合で採択され、日本が 85 年に批准した「女子差別撤廃条約」の条件を国内で整備するため、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的として、1985（昭和 60）年 6 月 1 日に「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律 113 号）の改正法として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（昭和 60 年法律 45 号）という名称で公布された。</p>
な行	人間開発指数（HDI）	<p>「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を簡略化した指数。</p> <p>具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み 1 人当たり国民所得を用いて算出します。</p>
は行	配偶者からの暴力 （ドメスティック・バイオレンス （Domestic Violence））	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>
	夫婦別氏制度	<p>夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいいます。</p> <p>夫婦別氏制度には、〈1〉夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、〈2〉夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの（選択的夫婦別氏制度）、〈3〉夫</p>

		<p>婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの（いわゆる例外的夫婦別氏制度）などがあります。</p> <p>我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」（民法第750条）と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。</p> <p>平成8年2月の法制審議会答申においては、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されました。</p> <p>平成13年10月には、男女共同参画会議基本問題調査会が「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表しました。その中では、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するために、選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいとの考えが示されています。</p>
	北京宣言及び行動綱領	<p>第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女児から構成されています。</p>
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。</p>
わ行	ワンストップ・サービス	<p>各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをいいます。</p> <p>手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向</p>

		<p>上を図ることを目的としています。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。</p>
--	--	--